高知県感染症指定医療機関運営費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和 43 年高知県規則第７号。以下「規則」という。）第 24 条の規定に基づき、高知県感染症指定医療機関運営費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（補助目的及び補助対象事業）

第２条　県は、感染症患者に対する良質かつ適切な医療の提供を図るため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）第６条第 12 項に規定する感染症指定医療機関のうち、感染症法第 38 条第２項の規定に基づき知事が指定した別表第１に掲げる感染症指定医療機関（以下「補助事業者」という。）の運営する事業（以下「補助事業」という。）に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

（補助率及び補助対象経費）

第３条　補助金の交付額は、次に掲げる方法により算出された額とする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（１）　別表第２の第１欄に掲げる基準額と同表の第２欄に掲げる対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

（２）　前号の規定により選定された額と、総事業費から診療収入額及び寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

（補助金の交付の申請）

第４条　補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第１号様式による補助金交付申請書に関係書類を添えて知事が別に定める期日までに、知事に提出しなければならない。

（補助金の交付の決定）

第５条　知事は、前条の規定による申請が適当であると認めたときは、補助金の交付の決定をし、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第３に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

（補助の条件）

第６条　補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）　補助事業の内容又は経費の配分の変更（小さい額の10パーセントを超えるものとする。）をする場合は、事前に別記第２号様式による変更承認申請書を提出して知事の承認を受けなければならないこと。

（２）　補助事業の中止又は廃止をするときは、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。

（３）　補助事業に係る収入、支出その他の関係書類を当該補助事業に属する会計年度の終了後５年間保管しなければならないこと。

（４）　補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除額等が明らかでないものについては、この限りでない。

（５） 補助事業の実施において、物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとすること。
（６） 補助事業の実施において、県が定める「公共調達による地消地産推進戦略」に沿った、県内発注に努めるものとすること。
（７） 補助事業の実施に当たっては、別表第３に掲げるいずれかに該当すると認められるものを間接補助事業者としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
（８） 補助事業により取得した財産については、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
（９） 補助事業によって取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省第 15 号）に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、破棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
(10) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。
(11) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
(12) 県税の滞納がないこと。

（補助金の交付の決定の取消し）
第７条　知事は、補助事業者（間接補助事業者を含む。）が別表第３に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（実績報告）
第８条　補助事業者は、補助事業に係る実績報告書を、別記第３号様式により補助事業の完了の日から起算して 30 日を経過した日（第７条第２号の規定により補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあっては、当該承認の通知を受理した日から起算して 30 日を経過した日）又は補助事業の完了の日の属する年度の３月 31 日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。ただし、これにより難い場合は、翌年度の４月 15 日までに提出しなければならない。
２　補助事業者は、第７条第４号ただし書の規定により交付の申請をした場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入額控除税額等が明らかとなった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
３　補助事業者は、第７条第４号ただし書の規定により交付の申請をした場合は、第１項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除額等が確定した場合は、その金額を速やかに別記第４号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

（補助金の額の確定）
第９条　知事は、前条第１項の実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、補助事業の成果が交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定するものとする。

（補助金の交付）
第 10 条　補助金は、前条の規定により交付すべき額の確定を行った後に交付するものとする。ただし、知事が必要があると認めるときは、確定前に概算払をすることができる。
２　補助事業者は、前項ただし書に基づき概算払を請求しようとするときは、別記第５号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

（補助金の返還）
第 11 条　知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金を返還させるものとする。

（情報の開示）
第 12 条　補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成２年高知県条例第１号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第６条第１項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

附　則
この要綱は、平成 11 年４月１日から適用する。

附　則
この要綱は、平成 13 年 11 月 16 日から施行し、平成 13 年４月１日から適用する。

附　則
この要綱は、平成 16 年 11 月 24 日から施行する。

附　則
この要綱は、平成 17 年６月 22 日から施行し、平成 17 年４月１日から適用する。

附　則
この要綱は、平成 18 年 10 月 30 日から施行し、平成 18 年４月１日から適用する。

附　則
この要綱は、平成 23 年６月 17 日から施行し、平成 23 年４月１日から適用する。

附　則
この要綱は、平成 27 年７月 29 日から施行し、平成 27 年４月１日から適用する。

附　則
この要綱は、平成 29 年８月 15 日から施行し、平成 29 年４月１日から適用する。

附　則
この要綱は、平成 30 年９月 14 日から施行し、平成 30 年４月１日から適用する。

附　則
この要綱は、令和元年 11 月５日から施行し、平成 31 年４月１日から適用する。

附　則
この要綱は、令和３年２月２日から施行し、令和２年４月１日から適用する。

附　則
この要綱は、令和４年 10 月 20 日から施行し、同年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、令和６年１月 31 日から施行し、令和５年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、令和６年 10 月 12 日から施行し、令和６年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、令和７年 10 月 24 日から施行し、令和７年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、令和８年 11 月 18 日から施行し、令和８年４月１日から適用する。

別表第１（第２条関係）

第一種感染症指定医療機関	高知県・高知市病院企業団立高知医療センター
第二種感染症指定医療機関	高知県・高知市病院企業団立高知医療センター

別表第２（第３条関係）

第一種感染症指定医療機関

１　基準額	２　対象経費
１床当たりの年額6,323千円を限度として知事が認めた額	第一種感染症指定医療機関の運営に必要な次に掲げる経費 備品費(単価50万円未満の備品に限る。) 消耗品費 材料費 印刷製本費 通信運搬費 光熱水料 借料及び損料 保険料(火災保険料、医療事故賠償責任保険料等) 雑役務費(修繕費、手数料等) 燃料費 委託費

第二種感染症指定医療機関

１　基準額	２　対象経費
１床当たりの年額1,985千円を限度として知事が認めた額	第二種感染症指定医療機関の運営に必要な次に掲げる経費 備品費(単価50万円未満の備品に限る。) 消耗品費 材料費 印刷製本費 通信運搬費 光熱水料 借料及び損料 保険料(火災保険料、医療事故賠償責任保険料等) 雑役務費(修繕費、手数料等) 燃料費 委託費

別表第３（第５条、第６条、第７条関係）

１　暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第３号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
２　暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
３　その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
４　暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
５　暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
６　暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
７　いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
８　業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
９　その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
10　その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。